

環境経営レポート



エコアクション21

®環境省

認証番号0004934

2024年度

2024年11月1日 ~ 2025年10月31日

2025年11月30日 発行

 興洋開発 株式会社

も く じ

1. 組織の概要	…	1
2. 対象範囲	…	1
3. 環境経営方針	…	2
4. 環境経営計画の取組内容とその評価、 並びに次年度の環境経営計画	…	3
5. 環境経営目標および実績、 並びに次年度の環境経営計画	…	4
6. 環境関連法規について	…	7
7. 代表者による全体評価と見直し・指示	…	8

1. 組織の概要

商 号 興洋開発株式会社

代 表 者 代表取締役 中本英紀

所 在 地 本社 〒883-1301宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代4330-2
土場 〒883-1301宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代鶴ノ河原3316-1

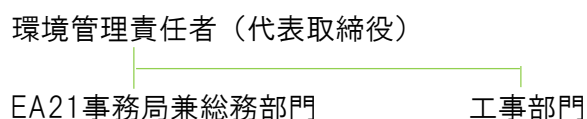
連 絡 先 TEL・FAX 0982-65-0076 E-mail ko-yo-k4@r327.jp

事 業 内 容 建設業

事業規模

項 目	単 位	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
工 事 件 数	件	28	24	38	29	15
従 業 員 数	人	10	10	10	10	10
事 務 所 床 面 積	m ²	103	103	103	103	103
倉 庫 床 面 積	m ²	97	97	97	97	97
資 材 置 場 面 積	m ²	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

実施体制



2. 対象範囲

認証登録の範囲 … 全組織及び全活動

組 織 本社・土場

活 動 建設業 土木工事業
とび・土工工事業
石工事業
綱構造物工事業
舗装工事業
水道施設工事業

3. 環境経営方針

私たちは 自然溢れる環境を維持するため建設事業を通じて
積極的に環境問題を考え 地域での社会貢献活動に努めます

1. エコアクション21環境経営システムを構築し、また運用をし、
環境経営の継続的な改善に努めます。
2. 環境に関する法規制および法令を遵守します。
3. 環境負荷の低減に取り組みます。
 - ・省エネルギーによる二酸化炭素排出量の削減
 - ・節水による水使用量の削減
 - ・一般廃棄物の削減と建設副産物のリサイクル率の向上
4. 環境に配慮した施工および安全且つ効率的な施工に努めます。

制改訂 2019年11月1日

 **興洋開発 株式会社**

代表取締役 中本英紀

4. 環境経営計画の取組内容とその評価、並びに次年度の環境経営計画

当社では、年々取組内容の項目が増えておりましたが、取組計画を基本的な内容に厳選し活動を続けています。当たり前の内容ですが、基本的な取組が環境負荷の低減、また、環境に対する意識付けに繋がっています。

以下の項目を3ヶ月毎に遵守状況を評価し、評価が〔×〕の場合には、問題点の是正及び予防処置を行なうこととしています。

なお、次年度も、今年度同様の環境経営計画を継続し、取り組んでいきます。

取組事項	取組計画内容	取組状況評価
電力使用	不在箇所の消灯 不要なコンセントの取り外し 冷房使用時26℃、暖房使用時22℃	不在箇所の消灯、不要なコンセントの取り外しは徹底できてきました。7月、9月の使用量が増えていたので、エアコンが原因だと考えられます。次年度、適切な使用を心掛けます。
ガソリン・軽油使用	エコドライブの実行 現場への相乗り手配の徹底 車両の定期点検の実施	現場への相乗り手配、車両の定期点検にそれぞれ担当者を決め、取組むことができました。次年度も継続します。
水使用	節水の周知徹底および励行 メーターにて漏水点検の実施	節水への意識も高くなっています。漏水は確認されていません。
一般廃棄物	適正分別と計量 コピー用紙の裏紙活用	コピー用紙の裏紙活用、両面機能の活用など、再利用の取組もできています。
産業廃棄物	仕様書・設計書に準ずる適正処理 manifestoの管理および保管	全て仕様書どおりに廃棄しており、manifestoの管理・保管もできています。
環境保全活動	事務所周辺の清掃活動 現場周辺の清掃活動 各種ボランティアへ積極的参加	事務所及び現場周辺の清掃活動等は日々行っており、全従業員参加での清掃活動等ボランティアも計画どおり実行できています。
環境配慮型施工	環境配慮型重機の使用 安全且つ効率的な施工 環境に関する講習会等への参加	重機は『排気ガス対策型』を使用し、環境に配慮した施工を行なっています。また、河川工事の環境に関わる講習会などに参加しました。



このような掲示物等を活用し、EA21の活動を周知しています。（社内掲示物の一例）

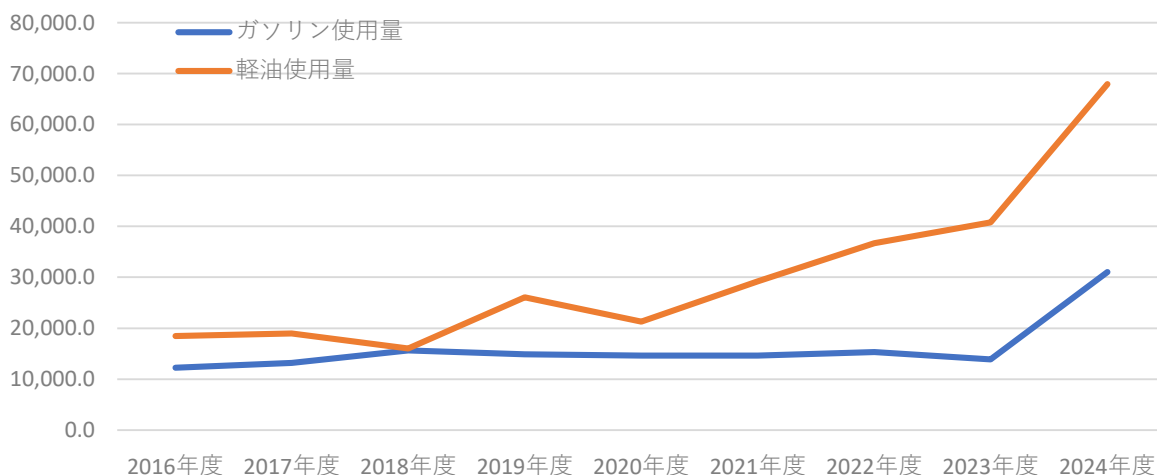
5. 環境経営目標および実績、並びに次年度の環境経営目標

2024年度目標および実績は以下のとおりです。（ 網掛け箇所）

環境負荷項目	単位	対象	基準値	2023年度	2024年度	2025年度
CO2排出量	kg-CO2	全体	13,411.9	1%削減 132,778.7	1%削減 131,437.5	1%削減 130,096.3
			実績	140,717.0	250,627.4	—
			達成率	94.4%	52.4%	—
電力使用量	kWh	事務所	8,139.0	1%削減 8,057.6	1%削減 7,976.2	1%削減 7,894.8
			実績	7,040.0	7,070.0	—
			達成率	114.5%	112.8%	—
ガソリン使用量	L	全体	15,294.2	1%削減 15,141.3	1%削減 14,988.3	1%削減 14,835.4
			実績	13,880.3	31,041.0	—
			達成率	109.1%	48.3%	—
軽油使用量	L	現場	36,717.3	1%削減 36,350.1	1%削減 35,983.0	1%削減 35,615.8
			実績	40,750.2	67,914.2	—
			達成率	89.2%	53.0%	—
水使用量	m ³	事務所	140.0	1%削減 138.6	1%削減 137.2	1%削減 135.8
			実績	137.0	137.0	—
			達成率	101.2%	100.1%	—
一般廃棄物	kg	事務所	446.0	1%削減 441.5	1%削減 437.1	1%削減 432.6
			実績	444.5	477.0	—
			達成率	99.3%	91.6%	—
産業廃棄物	t	現場	○	環境経営計画 遵守の評価	環境経営計画 遵守の評価	環境経営計画 遵守の評価
			実績	○	○	—
			達成率	100.0%	100.0%	—
環境保全活動	回	全体	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年
			実績	4.0	4.0	—
			達成率	100.0%	100.0%	—

- ・電力のCO2排出係数は、環境省より公表された九州電力㈱調整後排出係数0.480kg-CO2を採用します。
- ・建設現場での水道の使用はありません。
- ・PRTP法に該当する化学物質の排出、移動、保管等はありません。
- ・灯油・LPGは少量のため管理対象外とします。
（灯油・LPGを含むCO2総排出量は253,309.09 kg-CO2でした。）

■2016年度～2024年度のガソリン・軽油の使用量実績（単位：L）



2022年9月に大型の台風14号により諸塚村は甚大な被害を被りました。2023年度以降、災害復旧工事が本格的に始動し、今後2年は、現在の状況が続きます。ガソリン、軽油も仕事量と比例し、前年度より2倍程度に増えました。数値で定めた目標を達成することは難しい状況ですが、活動計画（エコドライブの実行、現場への相乗り手配の徹底、車両の定期点検の実施）を実践し、少しでも使用量削減、CO2排出量削減に繋がるよう活動を継続します。

■環境保全活動について

当社では、環境保全活動として、特にボランティア活動は率先して行なうようにしています。目標として掲げている4回/年は従業員全員参加での活動ですが、事務所、土場、現場周辺の清掃活動等は日々行なっております。



諸塚小学校のグラウンド清掃活動を近年ボランティアとして継続して実施しております。2025年10月に実施した活動が諸塚小学校ホームページに掲載されていたので、引用します。

諸塚村立 諸塚小学校

しぜんと、
つながる。



諸塚村
Morotsuka Vill.



自然に学び、人とつながり、未来へ伸びる。諸塚村立諸塚小学校は、明治7年の創立以来、150年にわたり地域とともに歩んできました。45名の子どもたちが、地域とのつながりを大切にしながら、のびのびと学んでいます。「あいさつ日本一」を合言葉に、元気なあいさつが、学校と地域を結んでいます。

もろっ子の活動を発信中！

←
一覧へ

諸塚の素敵「運動場（村民グラウンド）の緑地帯整備」

投稿日時：10/15 **学** 学校管理者 カテゴリ:諸塚村のこと

運動会前の木曜日と金曜日、諸塚村の興洋開発(株)の職員のみなさんがボランティアで、運動場の緑地帯を洗浄しきれいにして下さいました。2日かかりでグリーンベルトの上の砂を洗い流し、緑やMOROTSUKAの白い文字がよみがえりました。

きれいに整備されたグラウンドで運動会を行うことができました。子ども達や地域のために本当にありがとうございました。



6. 環境関連法規について

建設現場での遵守状況は、安全パトロールや安全会議等で常に確認しています。

また、事業活動に当たり遵守すべき環境関連法規および条例等についての違反や指摘、訴訟など、現在に至るまで一切ありません。なお、監督官庁からの指摘はありませんでした。

法規制等	主な内容	当社の対応	遵守
騒音規制法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音に関わる環境基準の遵守 ・ 指定、特定地域の騒音基準の遵守 ・ 新設変更工事開始30日前までに自治体に届出 	《該当する工事の場合》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 届出書・記載項目の確認 ・ 該当地域の騒音基準の確認 	—
振動規制法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振動に関わる環境基準の遵守 ・ 指定、特定地域の振動基準の遵守 ・ 新設変更工事開始30日前までに自治体に届出 ・ その指定地域の市町村の市町村長に7日前までに届出 	《該当する工事の場合》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 届出書・記載項目の確認 ・ 該当地域の振動基準の確認 	—
廃棄物処理法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【法21条の3-1】 ・ 建設工事に伴い生じる廃棄物処理の適用は、元請業者が排出事業者となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【法21条の3第3項】 による運搬であることを証する書面を備え付ける 	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物が、運搬、処分するまでの保管義務、保管基準（60×60cm以上の掲示板設置等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示板の設置 ・ 早期処理（許可業者へ委託する） 	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物の運搬、収集、処理の委託基準に適合したそれぞれの業者との委託契約書の締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業者との契約書締結後5年間保管 ・ 業者の許可証有効期限確認と写し保管 	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理票A票等の5年間保管 ・ 管理票が決まった日までに受理できなかつたら県知事に報告する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マニフェストの交付・保管 ・ A票の照合確認欄へ受取月日を記入し保管 	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事で生じる産業保管場所を、面積300㎡以上の事業場外に保管する場合、県知事に届け出る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第二号の四による届出書を提出する ・ 保管基準を遵守する(看板設置等) 	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間に交付した管理票の交付等の状況を県知事に届け出る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書の（様式3号）の作成、提出 	○
河川法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の使用及び河川に関する規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当する工事は河川管理者に届出る 	—
建設リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象建設工事の請負契約書に分別解体の方法や費用等について記載し、発注者に説明する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負契約書に関連帳票として添付する 	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象建設工事受注者は、特定建設資材（コンクリート塊、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト塊、木材）廃棄物を再資源化する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再資源化等の促進等の実施に関する指針を遵守する 	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象建設工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したときは、発注者に報告し、記録を作成する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事完了後発注者への報告（コブリスによる報告） 	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業許可または解体工事業登録の貼付 ・ 建設リサイクル法届出済シール貼付 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業許可票の看板掲示 	○
オフロード法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年10月以降製造・販売機器には適合標識の表示（基礎工事用機械・バックホウ・ブルドーザー等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適合証明書、表示の確認 	○

7. 代表者による全体評価と見直し・指示

2024年度、災害復旧工事を中心に業務を進めて参りました。工事には欠かすことのできない燃料（ガソリン・軽油）の使用量が増大していますが、日々の活動時、環境を意識した行動を次年度以降も継続して実施していきます。また、地域の方々にとって、なくてはならない建設業者として存続していきたいと思えます。

環境経営方針、環境経営計画、実施体制の変更はありません。

